

新規
事項

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1／4)

- 特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発
例) 西日本豪雨（H30）、東日本台風（R1）など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、
概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

など



特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2／4)

- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業^{※1}>

<個別補助事業>

流域治水対策河川事業

総合治水対策特定河川事業

総合内水対策緊急事業

河川・下水道一体型豪雨対策事業

調節池整備事業

個別補助事業
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業の
一部切り出し

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設 ^{※4} 、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

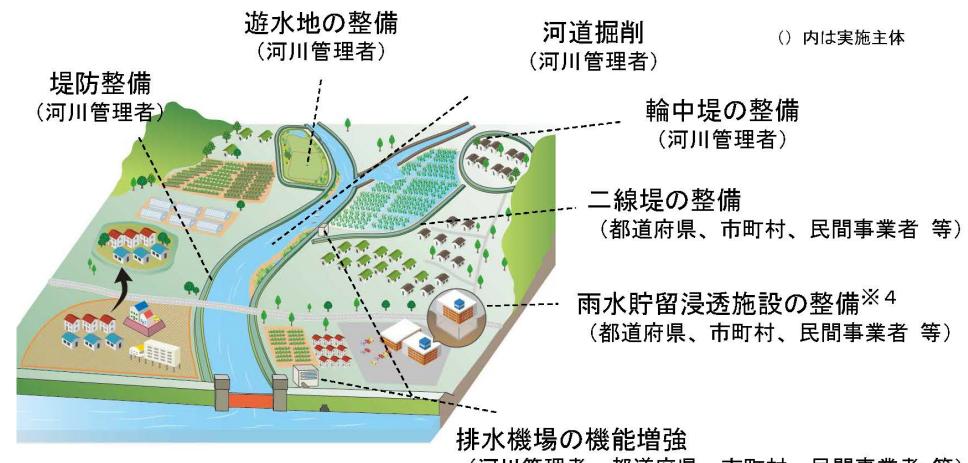
既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

総合治水対策特定河川事業^{※3}総合内水緊急対策事業^{※3}土地利用一体型水防災事業^{※3}

事業の発展的統合

流域治水整備事業

※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）

実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2

その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税

（課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする）

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(3／4)(大和川水系大和川の事例)

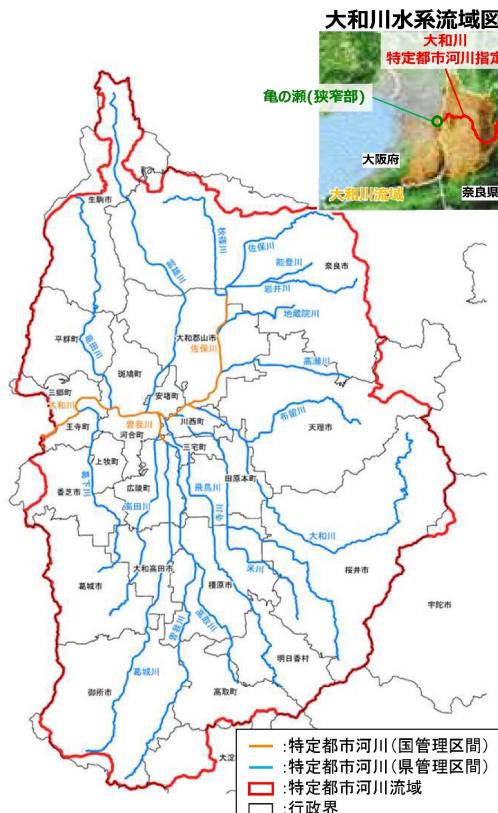
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を全国展開。

例) 特定都市河川における流域治水の本格的実践(大和川水系大和川等)

大和川水系大和川等において、特定都市河川浸水被害対策法（令和3年11月1日施行）の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行い、「流域治水」を本格的に推進。

特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km² (流域内の市町村数 25)



大和川流域総合治水対策の推進 (S60～)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1～)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5～)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、
対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.1開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の嵩上げ (補助率1/3→1/2)
固定資産税を1/6～1/2に軽減



水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

＜浸水被害防止区域の指定による規制の例＞
その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる

農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※
※R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域※の指定状況

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(4／4)(江の川の事例)

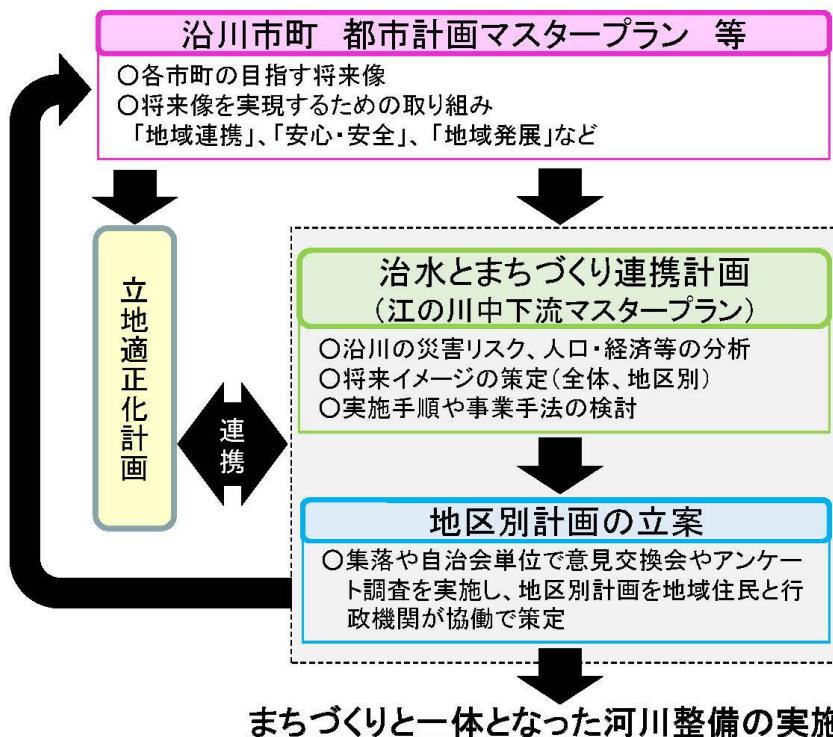
- 早期に住民の生命等を豪雨災害から守る観点に立ち、従来の堤防整備、家屋の嵩上げによる対策に加え、安全な地区・地域への移転(移住)等により、まちづくりにおける立地適正化計画と連携して「コンパクトで安全な地域拠点づくり」を推進。

例) 江の川流域における流域治水の本格的実践

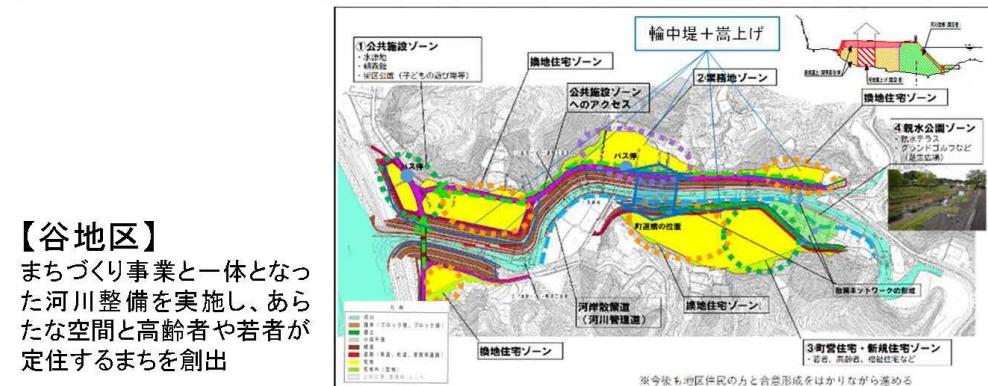
国、県、市の職員から構成される「江の川流域治水推進室」を設置し、都市再生機構(UR)の技術的支援を受けながら、持続可能な江の川流域生活圏の実現を目指す。

河川整備にあわせて持続的なまちづくりを実施するため、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスターplan）【第1版】」（素案）を公表し、今後、地域の意見を反映したうえで計画を策定し、河川整備とまちづくりを一体的に推進。

まちづくりと一体となった河川整備 実施のながれ



江の川流域(緊急対策特定区間)における治水とまちづくりの連携



【谷地区】

まちづくり事業と一体となった河川整備を実施し、あらたな空間と高齢者や若者が定住するまちを創出



【港地区】

リスクが高いエリアに居住する家屋を、高台に造成・移転し、集約することで持続可能な集落を創出